

土地改良区における地区除外の実態把握

Research on Actual Condition of District Exclusion in Land Improvement Districts

○荒川いずみ*, 田村孝浩*

○ARAKAWA Izumi, TAMURA Takahiro

1. はじめに 土地改良区(以下, 改良区)は土地改良法に基づいて設立される農民団体である¹⁾。改良区はその業務である土地改良事業の実施を通じて, 環境保全や国土防災にも貢献しており, 農業農村の基盤を守る重要な組織となっている。しかし, 近年改良区では農地転用に伴う受益面積の減少により財政基盤の脆弱化が進行している²⁾。既往研究では, 財政源の確保策や運営費用の削減策が講じられてきたが, 賦課金の拠り所となる受益面積の減少抑制策について知見の蓄積は図られていない。このような観点に立脚し, 本研究では, 受益面積の減少抑制策を講じるための基礎として地区除外の実態把握を行った。

2. 研究の方法 調査対象地区として, 地区除外が発生しており調査協力の得られた Z 県内 5 つの改良区を選定した(表 1)。各改良区における地区除外決済金(以下, 決済金)徴収に関する規定や地区除外の承認手順, 地区除外の課題等を整理するため, 関係資料の収集および改良区職員を対象に聞き取り調査を行った。次に, 平成 29 年度から過去約 10 年間における地区除外状況(面積・件数・除外理由)を地区除外申請書(以下, 申請書)から把握した。また, 地区除外の空間分布を明らかにするため, 申請書より地区除外申請地を全国農地ナビと Google Map を用いて特定した。

表 1 対象事例概要
Table 1 Outline of example district

	受益面積	組合員数
A	815ha	1, 173人
B	1, 202ha	1, 908人
C	965ha	2, 078人
D	2, 213ha	1, 963人
E	1, 504ha	1, 258人

※数値は改良区資料による

3. 結果と考察 3.1 地区除外の規定 (1)地区除外の流れ いずれの土地改良区でも, 受益地内の農地にて農地法第 4 条・第 5 条の規定による転用許可もしくは届出が行われる場合, 組合員は改良区に地区除外許可申請または届出の通知をすることが義務付けられていた。また, 地区除外の承認手続きは都市計画法により定められた区域区分により異なっていた。地区除外の許可方法は理事会や総代会での議決, 理事や理事長による判断, または理事会の補助機関である委員会や理事会への報告などがあり, それらの判断は「農地転用許可基準」, 「農地転用後の法定外公共物の使用」, 「地区除外面積」などを基準に行われていた。(2)地区除外決済金 対象とした全ての改良区において地区除外時に, 組合員に対して決済金を賦課していた。このうち A・D 改良区では決済金と併せて事務手数料を徴収しており, C 改良区でも事務手数料の徴収が検討されていた。(3)決済金の算定基準 決済金の算定基準はいずれの改良区も独自の基準を設けていた。なお全ての改良区において決済金として複数年分の賦課金に相当する額, もしくはこれに維持管理事業費・未起債未償還金などを加えた金額を徴収していた。また, B・E 改良区では地区除外申請者の状況や申請地が所属する区域区分により賦課金額の減免や免除を行っていた。

(4)地区除外の課題 聞き取り調査の結果, 全ての改良区において「地区除外の申請漏れ」が課題となっていることが明らかとなった。申請漏れは, 市街化区域内農地や公共事

*宇都宮大学農学部 Utsunomiya University Faculty of Agriculture

キーワード: 土地改良区, 地区除外

業を事由とした転用時に発生するケースが多いことから、広報誌等による周知や農業委員会との土地台帳の共有などの対策が講じられていた。

3.2 地区除外の実態 (1) 地区除外面積 地区除外面積を集計したところ表2のようになり、受益面積の0.5～7%に相当する面積が除外されていることが明らかとなった。とくにA・C改良区では面積・件数共に他の改良区と比較して大きな値を示していた。これはこの

2改良区が、受益地内外に比較的大規模の市街化区域を有しているためと推察された。(2)地区除外の理由

申請書内に記載された地区除外理由を、既往研究³⁾を参考として中分類—大分類に整理した(表3)。その結果、A・B・C・D改良区では、地区除外の全面積に占める住宅用地、商工業用地、その他業務用地などの都市的な土地利用面積の割合が4割以上を占めていた。受益地内や周辺が農業地域であるD・E改良区では、行政主体で行う事業(インフラ施設用地、公的施設)による面積割合が5割以上を占めていた。なお中山間地域に位置するE改良区では農地荒廃による「非農地」や「転用理由不明」を理由とした地区除外が確認された。またB改良区では他改良区では認められていた「畑」への換地を理由とした地区除外を認めていなかった。GISを用いて地区除外が発生した地点と周辺土地利用との関係性を確認した。その結果、市街化区域内では1件当たりの面積が比較的小さく、様々な事由による地区除外が発生する傾向が認められた。

4.まとめ 本研究では、受益面積の減少抑制策を講じるための基礎として複数の土地改良区における地区除外の実態把握を行った。その結果、対象とした改良区では、(1)都市的土地利用へ転換や地方自治体によるインフラ整備に供するため、(2)過去約10年間に受益面積の0.5～7%に相当する農地が地区除外されていることを明らかにした。(3)また中山間地域における改良区では農地荒廃による地区除外事例も確認された。今後は、地区除外が改良区運営に及ぼす影響について分析を行っていく。本研究は「JSPS 科研費 JP 17H03890」および「土地改良施設の新たな運営・管理手法に関する調査」の研究成果の一部をまとめたものである。

【引用文献】1)石井敦ら：土地改良区，農村計画学会誌 Vol. 21(2)，pp. 193-194(2002)，2)山崎憲治：中川流域・葛西用水地域における農業用水合理化事業と農民の対応，経済地理学年報，Vol. 31(1)，pp. 24-43(1985)，3)武山絵美ら：都市計画法に基づく線引き廃止が農振法・農地法に基づく農地転用に及ぼす影響—愛媛県西条市を事例として—，JSIDRE Journal No. 307(86-2)，pp. 205-215(2018)

表2 約10年間の地区除外申請状況
Table2 About 10 years of the district exclusion application

	地区除外面積(ha)	地区除外件数(件)	資料年度
A	57.02	650	平成20-29
B	12.56	138	平成20-29
C	24.91	204	平成20-29
D	10.58	131	平成21-29
E	13.73	33	平成21-29

※申請書ベースで作成

表3 地区除外面積の内訳(ha)
Table 3 Land use excluded from land improvement districts(ha)

大分類	中分類	B	C	D	E
住宅用地	住宅用地	6.37	3.49	0.82	0.00
公益施設	公園・集会所・社寺等	0.14	0.42	1.21	0.00
	医療・福祉・教育施設等	1.31	0.00	0.01	0.00
商工業用地	店舗	0.21	0.40	0.89	0.00
	鉱工業(工場)用地	0.00	2.72	1.17	0.00
その他業務用地	農林漁業施設	0.47	0.22	0.68	0.00
	駐車場	0.36	2.05	0.35	0.04
	資材置き場・倉庫	1.56	1.12	0.40	0.00
畑	畑	0.00	5.97	0.00	0.00
インフラ施設用地	道路	0.00	1.73	4.76	0.15
	発電施設・鉄塔	0.25	0.33	0.03	0.00
	河川・水路等	0.69	0.75	0.00	6.90
	土地改良事業	0.79	0.38	0.25	0.20
その他	区画整事業	0.00	4.49	0.00	0.00
	雑地	0.19	0.84	0.00	0.00
	転用理由不明	0.00	0.00	0.00	2.65
	取水不能	0.23	0.00	0.00	1.34
	非農地	0.00	0.00	0.00	2.45
合計		12.56	24.91	10.58	13.73

※A改良区は独自の分類のため割愛